

学校生活のきまり

2026年6月現在

1. 一般的な心構え

- (1) 自律的に学習する態度や習慣を身につける。
- (2) 部活動や学校行事などに積極的に参加し、頑張りぬく心とからだを鍛える。
- (3) いつも明るい挨拶と思いやりのある言動を心がけ、お互いに理解し、協力し合う。
- (4) 学校内外の環境美化に努める。
- (5) 健康と安全に留意し、事故の防止に努める。
- (6) 服装・みだしなみを整え、決められた時間を守るなどの基本的な生活習慣を身につける。
- (7) 自習室の利用規定は別に定める。

2. 授業

- (1) 授業開始のチャイムが鳴る前に教室に入り、座席に着き、授業の受けられる態勢をとる。
- (2) 授業の前後に、号令係等は、「起立」「礼」等の号令をかける。
- (3) 定められた座席に着席し、授業に参加する。
- (4) 授業中は無断で入退室しない。
- (5) 授業中の飲食は厳禁。
- (6) 授業中の許可のないスマートフォン（携帯）・電子機器等の使用は禁止。ケータイ・スマホ三原則を守ること。

3. 服装・みだしなみ

清潔で派手にならないよう装飾的でないものとし、通学時及び本校の定めた教育活動に参加する場合は、次の規程に従う。

(1) 制服

制服規程は、後の表の通りとする。登下校を通じて制服を着用するものとする。

(2) 防寒着

①セーター、カーディガン、ベスト

※ブレザーは必ず着用すること。

形状：Vネックかつ無地

色：黒・紺・グレーの単色

②コート類（冬服着用期間中のみ可）

※授業中の着用は不可とする。

形状：学校指定かそれに準ずる無地のピーコートまたはダッフルコートとする。

色：黒・紺・グレーの単色

また上記に加えて以下に記載された規則に反しない上着の着用を可とする。

種類：ダウンジャケット

形状：丈はスカートが見える長さ、ピーコート、ダッフルコートに準ずる形、ファーが付いていないもの

色：黒・紺・グレーの単色

生地：無地（ロゴは3つ以下 [縦10cm×横10cm]・光沢なし・ラインなし・キルティング生地なし）

(3) 制服を着用できない場合

やむを得ない理由で制服を着用できない場合は、「制服以外着用許可願」をクラス担任に提出し、生徒部の許可を受ける。

(4) 頭髪

常に清潔に保ち、一切の加工を認めない。

(5) 装身具・化粧

- ①指輪・ネックレス・ピアス（全身禁止）・イヤリングなどを身につけない。
- ②化粧（まつ毛のエクステ等含む）をしない。
- ③マニキュア・色のついたリップクリームなどを使わない。
- ④入れ墨・タトゥーを入れることを禁止する。

(6) 履物

- ①通学靴：革靴または運動靴
- ②上履：本校指定のもの
- ③体育館履：本校指定のもの

(7) 体育着・水着：本校指定のもの

	ブレザー	ポロシャツ	ネクタイ・リボン	ズボン・スカート	ワイシャツ	ソックス
冬服 10月～ 4月末日	着用		着用	着用	白の無地の長袖	白を標準とするが、それに代る地味なものでもよい
夏服 5月～ 9月末日		白無地のポロシャツ着用	ブレザー着用時は着用する	ズボンの裾ストレート、シングルスカートの長さは購入時より加工しないこと	白の無地長袖半袖	
移行期 10月1日～ 第2週まで					白の無地長袖半袖	

*ストッキング：冬服着用期間は、ベージュまたは黒の無地のストッキングを着用可。

4. 登下校

※ 服装規定を厳守

- (1) 登校 午前8時30分の子鈴までに登校する。
- (2) 下校 午後5時（用事が無い場合授業が終わり次第下校する。）
- (3) 時間外活動
居残り 午後5時以降在校する場合は、担当教員の指導監督を必要とする。
- (4) 通学
 - ①定められた通学路を使用し、特に事故防止に心がける。
 - ②自転車通学については別に定める。ヘルメットを着用すること。
 - ③オートバイ（原動機付自転車・自動二輪車）・自動車・スケートボード等による通学をしないこと。また特別な場合を除いて同乗もしないこと。
- (5) 外出
始業時から授業終了時まで外出を認めない。特に必要な場合は、担任の許可を得ること。
- (6) 休業中の登校 別に定める。
- (7) 休日登校 別に定める。

5. 出欠席

欠席（忌引）・遅刻・早退・欠課の場合は、事前にClassi（当日午前8時15分以降は電話）で学校へ連絡し、できるだけ早く各届をクラス担任に提出する。

（1）忌引

事前にクラス担任へ連絡し、「忌引届」を提出する。

〔日数〕	父母・保護者	7日以内
	祖父母・兄弟姉妹	3日以内
	その他の3親等以内の親族	1日

（2）欠席

欠席する場合は保護者から学校へ必ず事前に連絡する。

（3）遅刻

①朝SHRがある場合は午前8時35分に教室にいない生徒は遅刻とする。

②遅刻者は、職員室で遅刻届をもらい理由を記入してから教室に行くこと。遅刻届は教科担任に提出する。

③授業中遅刻届（入室許可証）の無い生徒は、教室に入れない。

（4）早退・欠課（授業の欠席）

事前にクラス担任へ連絡し、「早退・欠課届」を提出し許可を受ける。

（5）公認欠席・欠課（公欠）

次の場合に該当する欠席については、所定の手続きを経た上で公欠として扱う。公欠は出席扱いとする。

ア. 進学・就職の試験を受ける場合

イ. 法律が定めた健康診断を受診する場合

ウ. 東京都教育委員会が主催する会に参加する場合

エ. 高体連・高文連が主催する大会に参加する場合

オ. 高体連・高文連に相当する高等学校連盟が主催する大会に参加する場合

カ. エ及びオの参加申込みを行う場合

キ. 弔事にクラス代表として参加する場合

ク. その他、校長が認めたもの。

6. 所持品

（1）身分証明書及び生徒手帳は毎日携帯する。

（2）所持品には必ず記名し、各自が責任をもって管理する。

（3）多額の金銭及び貴重品は持ってこない。

（4）学習に関係のないゲーム機器・娯楽用品は持ってこない。

（5）危険物及び火気・電気の使用を伴う器具は持ってこない。（マッチ・ライター・電子タバコなどの喫煙具の持込は禁止）

（6）金品を紛失したり、盗難にあった場合は、生徒部の教員に届ける。「紛失・盗難届」

7. 公共物の扱い

（1）校内の施設・設備などを大切にし、破損したり落書きをしない。破損した場合は、関係する教員または生徒部の教員に申し出る。「破損届」

（2）事情によっては、損害賠償させることがある。

8. 集会・配布・出版・掲示・募金・署名・調査など

（1）集会・配布・出版・掲示・募金・署名・調査などの活動は、担当教員と相談の上、生徒部に届け、許可を得る。

（2）責任者及び目的の明確でないものは許可をしない。

9. 火気・電気器具の使用

- (1) 指導教員の監督下以外の火気・電気器具の使用は認めない。

10. 校内の事故防止

- (1) 立入禁止・使用禁止区域内の出入りや通行をしない。
- (2) 教室・廊下などで球技、走る・ふざけるような行為をしない。
- (3) 事故が発生した場合は、直ちに近くの教職員に連絡する。

11. 清掃・美化

- (1) 校舎内外が常に清潔であるように、各自が清掃・美化に心がける。

12. 昼食

- (1) 昼食を持参し、昼休みに教室で食べる。
- (2) ビンジュース・カップ麺などを持ち込まない。

13. 外部からの呼び出し（電話）は取り次がない。また、配達先を学校とする出前（デリバリ）は行わないこと。

14. 部活動は別に定める。

15. 校外生活

- (1) 外泊は、親しい友人の家でも必ず相互の家庭に連絡し、無断外泊をしない。
- (2) 未成年者の立入りが認められない場所への出入りはしない。

16. 校外の事故防止

- (1) 交通道德を守り、安全には十分に注意する。
- (2) 交通事故などが起きた場合や発見した場合は、直ちに警察へ連絡し、その後学校にも電話連絡すること。その時、加害者（被害者）の車のナンバーや免許証などを確認する。
- (3) 事故が起きた場合は、「事故届」をクラス担任に提出する。

17. 禁止行為（事項）

- (1) 考査などでの不正行為。
- (2) 学校生活のきまりに違反する行為。
- (3) 飲酒行為（校内外を問わず）アルコールテイスト飲料も飲酒行為とみなす。
- (4) SNS等での誹謗中傷・不適切な画像の投稿。

18. 「学校生活のきまり」見直しについて

- (1) 「学校生活のきまり」は社会環境や生徒状況の変化に応じて毎年見直す。
- (2) 校長は、生徒、保護者、地域関係者、教職員から意見を聴取し、意見交換する。なお、生徒への意見聴取は、生徒会が行う。生徒総会等で協議の上、校長へ意見を提出する。
- (3) 聴取した意見を踏まえ、校長が改訂の判断をし、決定する。
- (4) 改訂後、生徒及び保護者、教職員に周知するとともに、学校ホームページに掲載し公表する。